

日比谷しまね館出品要領

1 趣旨

この要領は、日比谷しまね館（以下、「しまね館」という。）における県産品の出品に関し必要な事項を定めるものとする。

2 制度の目的

県は、県内企業等に対し、しまね館において県産品を出品する機会を提供することにより、県外での販路の拡大と県産品の認知度向上に資することを目的とする。

3 出品対象商品

しまね館に出品できる商品は、以下に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる島根県産の食品及び工芸品であること。

ア 県内で生産又は採取された産品

イ 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

ウ 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県外で委託加工された製品

エ 県外で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

(2) 食品に関しては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）その他食品表示の規制に関する各法令の内容に適合していること。

(3) 日比谷しまね館長（以下、「館長」という。）が認めるもの。

4 出品資格

しまね館に商品を出品できる者（以下、「出品者」という。）は、以下に掲げる者とする。

(1) 島根県内に主たる事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体等。

(2) その他、3に掲げる商品を出品しようとする者で館長が認める者。

5 出品申請方法

(1) 申請先

県産品の出品を希望する県内企業等は、別に定める申請書を日比谷しまね館運営事業者（以下、「運営事業者」という。）に提出するものとする。

(2) 申請時期

運営事業者が開催する商品提案会にあわせ申請を受け付ける。ただし、季節商品など、一定の期間のみ取り扱いが可能な商品については、原則既に取引のある事業者に限り、随時申請を受け付ける。

6 出品商品の決定

- (1) 運営事業者は、県内企業等から提出された申請書と商品提案会に提案された商品について審査し、出品対象商品及び出品資格に適合すると認められ、かつ、しまね館への陳列が適当であると判断される商品を選定し、出品を決定する。
- (2) 選定されなかった商品については、その後1年間、出品申請ができないものとする。

7 出品商品の取扱い

出品が決定した商品の取扱いは、以下に掲げる事項によることとする。

(1) 商品の陳列

ア 陳列の方法等

- (ア) プッシュアップコーナーにおいて、POP等によりセールスポイントを強調し紹介する方法
- (イ) ご縁ステージ及びご縁広場において、出品者自らが対面等により商品を紹介する方法
- (ウ) (ア) 及び (イ) を組み合わせて行う方法

イ 陳列期間

- (ア) (1)のア(ア)に掲げる商品のうち、食品については原則3ヶ月程度とし、食品以外については原則6ヶ月程度とする。陳列期間の満了後、販売実績や消費者の評価等を踏まえ、運営事業者において今後の販売方針を決定する。
- (イ) (1)のア(イ)に掲げる商品については、2日から1週間程度とする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、しまね館への新規出品に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この要領は、令和2年3月3日から施行する。
この要領は、令和3年7月26日から施行する。
この要領は、令和4年7月15日から施行する。